

植民地朝鮮における日本仏教の社会事業

—「植民地公共性」を手がかりとして—

諸点淑*
momoko1003@hotmail.com

＜目次＞

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. はじめに | 4. 向上会館における朝鮮人生徒の動向 |
| 2. 向上会館の設立背景 | 5. 結びにかえて—日本仏教と「植民地公共性」 |
| 3. 向上会館の事業概要—「産業部」を中心に | |

主題語: 植民地公共性(Colonial Publicness)、日本仏教 (Japanese Buddhism)、社会事業(Social Services)、植民地朝鮮(Colonial Korea)、真宗大谷派 (Shinshū Ōtaniha)、向上会館(Kōzyō Kaikan)

1. はじめに

近年、朝鮮植民地研究における近代化論に関連して「植民地公共性」が議論の焦点となっている。「植民地公共性」を提示した尹海東は、「「植民地の公共性」とは、植民当局に対する抵抗と協力が交差する地点に存在するもので、日帝時代の行政機関移転反対運動のように、公共の利益を確保するため行われる日常の政治的な側面」であると定義している¹⁾。彼によれば、「植民国家または抵抗勢力によって理念的に提起される公共性ではない。さらに、一定の法則や政治的形式を持って作られていた植民地制度としての公共性とも関係がない……公共性は社会の自由を拡大するための積極的な志向であり……ある固定的な社会的実態ではなく、「社会的なもの」が「政治的なもの」へ転換される際に誘発される政治的効

* 東西大学校日本語学科専任講師

1) 尹によれば、「1920年代後半から忠清南道公州で繰り広げられた忠清南道庁移転反対運動は、「植民地の公共性」の好例だ。由緒ある公州から新進の大田に忠清南道庁を移転しようとする総督府の計画に対し、公州地域の住民らは、陳情やデモといった手法で反対運動を展開した。この運動に日本人、朝鮮人という民族の区別はなく、地域の有志や商工業者らは、日本政界の有力者まで巻き込んで総督府を苦しめた」と語っていた。彼は「この運動は当時、朝鮮人たちの日常的経済・社会生活の中で繰り広げられた重要な運動だった。独立運動ではないから意味がない、と無視してはならない」と論じた。尹海東・黄秉周編(2010)『植民地公共性—実態とメタファーの距離』책과 함께, pp.17-49

果を指す²⁾と付け加えている。すなわち、完全な段階ではないが、1920年代植民地朝鮮では多様な下位社会(行政官僚的な領域、経済的な領域、文化的な領域、集合的な運動の領域など)が地域的な領域から形成されていて、こうした社会的な領域は何らかのきっかけで公共の領域へ浮上し、「政治的なもの」と遭遇することとなって政治的な効果を表出すると述べている³⁾。しかし、このような議論に対して反論も少なくない。例えば、李ジュンシクは「脱民族論と歴史の過剰解釈」という論文で公共性から除外された民衆のことを指摘しながら、鋭く「植民地公共性」を批判している⁴⁾。

本稿では、上記の「植民地公共性」をめぐる議論を踏まえ、植民地朝鮮における日本仏教の社会事業に注目してみたい。特に、真宗大谷派によって実施された社会事業施設の「向上会館」を事例として取り上げ、朝鮮人の動向を確認し、そこから見出される「植民地公共性」との手がかりを探ってみたい。従来の植民地朝鮮における日本仏教に関する研究は、いうまでもなく「帝国日本」「植民国家」への「協力」、朝鮮人の「同化」政策に重点を置いて論じられてきたといってもいいだろう。

本稿で取り上げる真宗大谷派の「向上会館」は、浄土宗の「和光教園」と当時の朝鮮総督府の支援のもとで実施された日本仏教の社会事業施設である。「向上会館」の主な事業は、「向上女子技芸学校」という教育事業や工場の性格が非常に濃かった産業事業、宗教事業、貧民救済事業など、多岐にわたる事業を実施した。朝鮮人生徒にとってはこうした日本仏教の社会事業の空間は、自立性が制限的であり、未成熟な状態であったものの、それなりの「社会的なもの⁵⁾」としての領域が形成されていった領域であろう。またこの「領域」では、植民

2) 尹海東・黄秉周編、同前、pp.26-27

3) 同前、前掲書、p.37

4) 李は「公共性の論議がより意味をもつためには、村落水準の公共領域から範疇をさらに拡大する必要がある。要するに日帝支配に対抗して自らの公論の場(公共領域)を作っていった労働者と農民にも注目すべきである。……多層的民衆の一つの要素である労働者と農民の公共領域が厳然存在したことを認めることである。そうすれば韓国民主化の分水嶺となった四・一九や六月抗争などから出現された抵抗的・力動的な公論の場の形成を説明することができるだろう」と語っている。つまり、民衆における「植民地公共性」の領域はあまりにも狭かったと非難している。さらに、どれだけ多くの民衆が「公共性」に包摂されていたかに疑問を持ち、また、包摂されていても、民衆は民族や独立について語ることができなかったと言っている。李ジュンシク(2008)「脱民族論と歴史の過剰:植民地公共性は果たして実在したのであるか」내일을 여는 역사, 第31号, p.211

5) ここで「社会的なもの」というのは、次の金ヒョンジュがいうことを参考にしている。「ある現状に対して主観的・感情的な意思表現とは距離をおくものであり、問題化された思案をめぐる諸般環境と関係に対する利害能力を意味する。また「社会的なもの」を駆使するためには特定の個人や集団の利益ではなく、共同体全体の利益を公正に代表する位置を示しているものでなければならない」。つまり、本稿でいう「社会的なもの」は社会的な領域から創出された共同体全体の利益を公正に代表するものであると、本稿では意味づけられる。金ヒョンジュ(2010)「植民地における「社会」と「社会的」公

地を挟んだ〈支配者/被支配者〉との抑圧や抵抗、あるいは葛藤や協力の関係のなかで亀裂したり、ある事件を通しては公共領域へ浮上し「政治的もの⁶⁾」として表出されたりする。本稿ではこのような過程で台頭する「植民地公共性」をめぐる諸様相を「向上会館」の朝鮮人生徒の同盟事件から解明していく。先ず「向上会館」の設立背景を述べ、事業内容、そして朝鮮人生徒の動向や、それによる「植民地公共性」の有効性を試みる。最後に試論にすぎないが、「植民地公共性」をめぐる日本仏教のあり方について議論を進める。

2. 向上会館の設立背景

韓国併合以後の日本仏教の植民地朝鮮における社会事業は、1919年3・1運動発生の翌年から盛んに行われた。それ以前は1917年日本仏教連合による「京城仏教慈済院」「平壤仏教広済会」、1918年「仁川仏教悲田院」「大田仏教慈済会」が設立され、1920年から浄土宗の「和光教園」「釜山共生園」、真宗大谷派の「向上会館」、日蓮宗の「鎮海立正慈教園」「立正学院」、曹洞宗の「馬山副寿会」、眞言宗の「金剛寺大師医院」、日本仏教連合の「羅南行旅病人救護所」「光州仏教慈光会」が設立され、社会事業活動を行い始めた⁷⁾。

さて、本稿では「向上会館」に焦点を絞って検討することで、本節ではその設立背景に重点をおく。『朝鮮』という雑誌には「大谷派本願寺の向上会館」という題として以下のように主唱者の溪内式恵や向上会館を紹介している。

南山本願寺別院輪番溪内(式恵)文学士の主唱で、今度新たに仏教徒空前の試みとして鮮人教化を専門とする向上会館施設が生れやうとして居る。溪内文学士は明治四十二年東大歴史科の出身で、卒業後約三箇年間大谷派の本山が経営して居る真宗京都中学に教鞭を執つ

共性の軌跡——一九一〇年代『毎日新報』における李光洙の社会談論の意味」韓国文学研究、第38輯、p.255

6) 尹は「政治的もの」について次をようにシャンタルの言葉を引用している。「政治的もの」というのはすべての人間社会に元来からあるものであり、人間の存在論的な条件を決定する一つの次元として見なしている。いわゆる、政治的なものは必然的なものであり、敵対のない世界では不可能なものであると言っている急進論的前提を受容する立場に立っている。Chantal Mouffeの『政治的なものへ帰還』、李ボギョン、フマニタス(2007)、pp.10-21(*The Return of the Political*, 1993, verso)。本稿での「政治的なもの」に対する解釈は尹海東が引用するシャンタルの内容に基づいているが、ヘゲモニーと直面するときはその媒介する空間が前提されたりもすることを念頭に置く。本稿ではこれを「向上会館」とみている。

7) 尹最郁(1996)『植民地朝鮮における社会事業政策』大阪経済法科大学出版部、pp.155-156

て居たが、その後思ふ処があつて元山別院で輪番となつて就任し八年間同別院で布教に力を尽し、大正七年春京城別院の輪番に榮転し、兼ねて同派の朝鮮布教管理者となった、それ故満十年以上の歳月を朝鮮で暮した関係上、朝鮮問題に対しては、牢乎として抜くべからざる一家言と所信とを持つて居る。(中略)溪内氏個人としても朝鮮には深い因縁があり偶々朝鮮の現状が、あらゆる方面から宗教家特に内地側宗教家の奮起を促しつゝあるといふ関係から、今度の会館建設と迄話が進んだので、総督府もその行を賛成して府内天然洞の旧日本公使館跡に一千二百余坪の敷地を貸附する事となった⁸⁾。

溪内式恵という人物がなぜ朝鮮の元山まで来て輪番⁹⁾になったのかについては明らかではないが、韓国併合と同時に元山の輪番となった点、京城の輪番と同時に朝鮮布教管理者となった点、そして後述する文部省開催の「教化総動員の計画に関する会議¹⁰⁾」に大谷派の代表として東京寺務出張所長の資格で参加した点などを考慮すれば、真宗大谷派における相当重要な人物として読み取れる。このような人物が向上会館設立の第一人者として力を尽くしたことは、意味深いだろう。

ところで、向上会館の設立背景としての朝鮮総督府とのかかわりを具体的に見ていくため次の資料が重要である。以下は本願寺系の新聞である『中外日報』の「総督府大谷派の為に鮮人教化費を計上す」という題としての記事である。

昨年来企画せる鮮人教化の会館建設の議はその後内地在住者の応援をもとめ居れるが総督府に於ても明年の予算中にこれが経営費中補助金を計上し居る位なれば一日も早く会館を建設せざれば事業を開始する事能はず、従つて総督府の補助金交付を受くること能はざる訳なれば先づ会館建設に全力を集注して会館を建設し以て鮮人教化の策源地とすべく種々画策をめぐらしつゝあり、鮮人教化は布教を第一義として進行し難き特種なる事情ある故に基督教の如く社会事業を以て彼等と結び徐に第一義諦を力説高調すべき方針なり今回の試みたるや全く仏教徒のノルカソルカの重要施設にしてその成績は一派の企画として軽々に看過し去るを許さざるものあり、会館建設地は裏に総督府より内地の境内官有地の如く無償貸與せるものにして前公使館跡の千三百坪なり、布教監督部の経営する所なければ本山直属の事業なり、伝々¹¹⁾。

8) 『朝鮮』(1921) 社会教化事業号、77号、p.260

9) 寺役を順番に交替して務めること。また、その役僧。浄土真宗では、別院を統轄する役職をいう。

10) 真宗大谷派本山寺務所文書課編(1929)『真宗』、9月号。

11) 「朝鮮の英字紙に現れた向上会館の新運動」『中外日報』(1920.9.19)。

この記事は1920年当時の内容であり、ここで推し量れるのは、時期的に1919年3・1運動の後に社会事業のに対する上記のような動きが本格的に見えてきたという点である。つまり、「向上会館」の企画意図は3・1運動という時代状況がなにより大きい要因として働かされたのである。そしてもう一つは、キリスト教との関係を表に出している点である。これと関する「朝鮮の英字紙に現れた向上会館の新運動」(『中外日報』1921年7月5日)の記事には「朝鮮人に仏教を復興するような進行為が少ない。(中略)僧侶の指導者は夫を知つてもつと活力ある宣伝を行はうと企てゝゐる。吾々は最初に伝来した真宗、南山の麓に於ける本願寺の本部が現代的計画を起す事を聞いて喜びに甚へない。(中略)如上の溪内監督及後援者の計画は基督教青年会の運動の方針によれるものである」と向上会館の計画を基督教青年会の運動の方針によるものであると明らかにしている。社会事業を媒介に朝鮮人信者の確保に成功していた西洋のキリスト教の伝道活動を相当意識していた日本仏教の立場としては、基督教青年会との「協力」という形態は、多少納得し難い部分がある。しかしながら、植民地という特殊な空間では、教育・宗教・社会事業といった文化領域においては信者確保のため西洋の宣教師との葛藤や衝突が予想される場でありながら、必要によっては逆に社会事業を布教活動の手段とするための「協力」という形をとる場合も生じるといえよう。このことは、「社会事業」という西洋のものに「同調」する立場をとりながらも、そこを超えてより日本的なものの「社会事業」を再生産しようと試みる教団側の立場が読み取れる。

引き続き、真宗大谷派の教団側の向上会館の設立動機をとらえてみる。「向上会館社会事業団規則並趣意書」には教団の向上会館に対する旨を以下のように紹介している。

貧困、無職、疾病、無知ヨリ起ル人間痴ハ社会ノ禍根ニシテコレガ根絶ハ素ヨリ望マレ難シトスルモ少クトモ救ヒ得ベキ貧困ヲ救ヒ与ヘ得ベキ職業ヲ紹介シ治療シ得ベキ疾病ヲ退治シ教ヘ得ベキ無知ヲ悟ウシムベキ事ハ社会夫自体ガ負フベキツノ責任デアル 其レ吾向上会館社会事業団ノ目的ハ単ナル応急的一時的ノ救済ニ非ズシテ人間建築デアリ、悉皆成仏国土ノ建設デアル 貧困者ヲ有産者ニスルコトニアリ、働ケナイモノヲ活動力者ニ、不生産者ヲ生産者トスルコトニアリ、文盲者ヲ開民スルコトニアル¹²⁾

ここでは、宗教的なものの志向へ見地、すなわち真宗の教義に基づいた事業であると述べると同時に、朝鮮の貧困を救うことを主な目的にしている。これはつまり、宗教的なも

12) 大谷大学図書館所蔵「向上会館社会事業団規則並趣意書」『旧東本願寺教学課資料』、尹晟郁、前掲書、p.163から再引用。

のに基づいた「慈善」事業であることを強調しているのである。

以上の向上会館の設立背景をまとめると、「向上会館」の設立背景には、3・1運動という要因、それによる朝鮮総督府の朝鮮人の「同化」という目的、そして教団側においては朝鮮人布教の不振を社会事業を通して改善しようと、それを西洋のキリスト教の社会事業を用いて試みた意図がみえる。そして教団側では真宗の教義に基づいた「慈善」事業という側面を強調している。

3. 向上会館の事業概要—「産業部」を中心に

前節では、向上会館の設立背景について述べたが、具体的な事業の内容に関しては朝鮮総督府との打合せによるものであった。その経緯は以下の通りである。

会する者は総督府第二課より飛舗、山名の両属同宗教科より福岡属、道庁地方課よりは大村属、府庁より澤村第一課長の五名及別院側よりは溪内、青森両氏都合七人で各々熱心に意見を交換した官庁側の意見を綜合すれば、

(一)、浮浪児の教化。(二)、簡易職業教育。(三)、簡易学校教育の三項目にしてその他隣保事業実費診療等の提案も出たのであった。

けれども隣保事業は現在選定せられた土地の関係で都合悪く実費診療は総督府病院その他にも相当の計画ありて必ずしも本願寺に待たざるべしとの事となった、上記三項目詮考の理由としては(中略)未だ十分な徹底的施設を見ず加ふるに浮浪児の数は現今益々増加の傾向がありて今に於てこれが感化訓育の用意を成し置く事は朝鮮の時局及社会風紀の上に大なる効験あるべきを以て本事業こそ本願寺の手に待たざるべからざるものなり¹³⁾

真宗大谷派の「向上会館」における事業として取上げられたのは、「浮浪児の教化」「簡易職業教育」「簡易学校教育」の3項目で、これは「向上会館設立趣意書」の「教養部」「修学部」「授産部」の具体的な事業として登場することによって事業計画を立てていた¹⁴⁾。

13) 「朝鮮に於ける大谷派の社会事業と打合せ 総督府や道、府庁から出席」『中外日報』(1921.3.3)

14) 「向上会館設立趣意書」は、編者不明、1921年に作成されたもので、16頁で構成され、建築概要、朝鮮宗教ノ現状、朝鮮宗教々勢一覧表などが収録されている。今後の向上会館の事業については「教養部」、「修学部」、「授産部」にわけて説明しているが、当初の事業計画において「教養部」は、「定期に宗教や学術や修養に關しての講演会などを催しまして、徐ろに兄達の品性や智識の向上を図り、臨時に各

このような事業計画は、向上会館の設立とともに「教養部」は「宗教部」へ、「授産部」は「産業部」へ、そして「修学部」、1924年設立された「向上女子技芸学校」として運営される。本稿では、向上会館の主な事業内容である「産業部」「宗教部」「向上女子技芸学校」のうち、「産業部」の活動を『向上会館事業要覧¹⁵⁾』(以下『事業要覧』と称する)を中心に検討する¹⁶⁾。

『事業要覧』の1922年6月現在の時点で「産業部」を次のように記している。ここから大体の「産業部」の内容を概観してみよう。

開 設	大正十一年十月一日
目 的	朝鮮人子弟ニ洋服及洋靴製作ノ職業ヲ授ク
修業年限	本科一年六ヶ月 高等科 全 上
入学資格	本科ハ普通学校四年修了程度 高等科ハ本科卒業生中ノ志願者ヲ收容ス
工賃給与	本科修業年限一年六ヶ月ヲ三期ニ分チ第一期六ヶ月間ハ一ヶ月三円宛ノ伝習科六ヶ月分金十八円ヲ前納セシムルモ第二期以上ノ伝習生ニハソノ技能ニ応ジ工賃ヲ支給ス
学科教授	全伝習生ヲ学力ノ程度ニヨリ六学級ニ分チ毎朝五十分間宛、公民トシテ必要ナル学科(修身国語算術珠算英語代数簿記等)ヲ教授ス

種の有益なる会合を催しまして、社会状態の改善を企てますことを本位とし、その他書籍、雑誌、トラクトの発行、進んでは聖典を、鮮語に翻訳して紹介するなどの事を、この部の重要な仕事といたし」と述べられ、そして「修学部」は、「主として普通学校へも通ふ事もできない貧家の子弟の為に、速成的に普通教育を施す事業を主眼とし、進んでは普通学校だけは卒業したが、家の事情でそれ以上の教育を受ける事のできない子弟の為に、語学や数学さては簿記など、実社会に飛で出して、直に間に合ふ補習教育をも施すべき機関といたしたい」と述べられている。最後に「授産部」においては、「先づ労働の神聖なる事を知らしめ、延いては無職浮浪の徒として一生を終わらしめない為に、さしあたり簡易なる木工及金物細工、洋服裁縫の三科を教授し、年と共に科目をも増設し、設備をも充実せしめて行きたいと思つて居る訳でございます」と計画されていた。

- 15) 『向上会館事業要覧』は1924年7月に発刊されたもので、向上会館の全景、設立者、後援者、教職員、生徒の体操の風景、実習や教授の姿などの写真が収録されており、その他、関係者名簿や賛助員名簿、そして事業概要(産業部、向上女子技芸学校)が収録され、それぞれの学則や規程が書かれた全八枚で構成されている韓国国家記録院所蔵の資料である。しかし、現段階では著者は不明の状態であるが、教団側の資料と重複している部分もあり、恐らく向上会館の関係者による資料と推定できる。
- 16) 「修学部」は主に夜学を経営することになっているが、ただ事業の紹介にとどまり、具体的な生徒募集や卒業生など資料が殆ど把握できない状況である。かくして「修学部」の活動が「向上会館」にそれほど重点をおいた事業とはみられない側面があり、本稿では「修学部」事業における具体的事業に関しては検討していない。今後の課題にしておきたい。

伝習生数 洋服科(七十六名)	洋靴科(二十四名)
高等科第一期 十三名	高等科第一期 五名
本科第三期 十六名	本科第三期 六名
本科第二期 十九名	本科第二期 二名
本科第一期 二十八名	本科第一期 十一名

向上会館が設立された後、最初に設けられたのは「産業部」で、主なる目的は「朝鮮人子弟二洋服及洋靴製作ノ職業ヲ授ク」であり、その入学の資格も「本科ハ普通学校四年終了程度」になっている。これは先述した「向上会館社会事業団規則並趣意書」における真宗教団側の設立動機とは縁の遠い話になる。このような状況は、具体的に「産業部」の入学試験を受ける生徒の資格からも明らかになる。以下「産業部」の紹介文章からその過程をたどってみる。

入学試験は左の数項に別れてゐます。

一、状況記入 二、身体検査 三、口頭試問 四、学科試験

一から三までは試験の第一日に施行せられます。状況記入といふのは入学以前に本人及家庭の状況を知って置く為に行ふのであります。これはこちらから書き入れるべき用紙を渡しますからその用紙に書き入れればよいのです。(鉛筆持参)身体検査は身体各部を検査しますからサルマタをはいて来る方がよく、口頭試問の時は国語ではつきりと答へ、学科試験の時は国語と算術とですから鉛筆消しゴム小刀を用意しなければなりません。国語と算術との試験は普通学校四学年修了の程度で出ます。又試験期日及時間は願書締切の日(二十日)に会館に掲示されます。

入学する生徒の家庭の状況や身体検査、そして口頭試問が日本語で行うということから、誰もが入学できる状況ではないということであろう。1921年の植民地朝鮮の普通学校就学率は、公立学校が5.3%、私立学校が2.2%、書堂が10.3%、平均的に17.7%にとどまっている¹⁷⁾。かくして口頭試問の時、日本語ではつきり答えができる応募者は極めて限られていることが理解できるのである。向上会館の「産業部」の生徒になるということは、当時の状況を念頭におくとかなり難しいことになる。

この部の一つの特徴は、技術を教授しながら、入学して6月以後からは「産業部」の伝習生のその技能に応じて工賃が支給される点である。だが、それは生徒が支払う伝習料(6ヶ月

17) 鄭泰駿、安兼坤(2005)「日帝強占期 植民地朝鮮教育実態調査研究(二)―開取調査를 中心으로」『日語教育』31号、p.185

分18円)に比べれば極めて少ない金額である。例えば、洋服科の設立以来1926年までに総額24,961円を支給したとしているが、これは、事業開始以来51ヶ月間になり、1926年卒業延人員45名に現在の生徒数を合わせると108名になっている¹⁸⁾。つまり総額を51ヶ月の月数で割って、それをさらに108名の3分の2に当たる72名の人数で割ると、1人の1ヶ月工賃は約6.80円に過ぎない。これは、当時、朝鮮人の土木工事場の日雇労働者の1日平均賃金が1.01円、日本人が2.31円であるのに比べると、伝習中とはいえ朝鮮人労働者の22.4%、日本人労働者の9.8%に過ぎない低賃金であったことになる¹⁹⁾。こうして作られた生徒の製作品は一般人を対象に販売された。

なお、この部では毎朝40分間ずつ学科を教授しているが、全体を4学級にわけて第1学級には修身、国語、算術の3科目、第2、第3学級には以上のほか珠算を加え、第4学級には修身、国語、英語、代数、珠算の諸科目を課し、この学科も洋服科、洋靴科の実科と共に6ヶ月毎に1学級ずつ進級していた²⁰⁾。1927年には1年の補習科も新設し、すべてで4つの学級になる。しかしながら、洋靴科は1928年に向上会館の財団法人と共に廃止され、「産業部」に重点をおいた向上会館の事業は、1929年になると「宗教部」の教化事業に主な重点をおく社会事業として展開していく。

4. 向上会館における朝鮮人生徒の動向

—「産業部」朝鮮人生徒の同盟事件を中心に

向上会館の「産業部」は1922年設立され運営されるが、社会事業とはいえその内容においては「工場」の「職工」のような性格を内包していた。産業部伝習生と向上会館との摩擦が最初に表にでるのは以下の1923年の2月の『会社及工場に於ける労働者の調査』のなかからである。

一九二三年二月七日、京城向上会館の産業部洋服製造労働者三十名が裁縫教師技術拙劣に抗議し罷業。幹部及び父兄の説得によって業務に復帰²¹⁾

18) 大谷派本願寺朝鮮開教監督部編(1927)『朝鮮開教五十年誌』, p.188

19) 朝鮮総督府(1928)『朝鮮総督府統計年報』, pp.235-236

20) 青森徳英(1924.6.20)「京城向上会館の事業及び将来(上)」『中外日報』。

21) 朝鮮総督府内務局社会課(1924)『会社及工場に於ける労働者の調査』, p.82

向上会館の生徒たちを「産業部洋服製造労働者」といい、この事件が『会社及工場に於ける労働者の調査』に載せられていたことは、先述した向上会館の「産業部」が「工場」の性格、生徒は「職工」の性格が強いことを端的に示している。

そして、翌年には教師の技術に対する生徒の不満が、同盟連休という具体的な行為として表出することになるが、その様相を『東亜日報』の記事からみておこう。

西大門天然洞にある向上会館の産業部の洋靴科生徒十九名は、去る十日から先生を代えてほしいという条件で同盟休業を断行した。その内容を詳しくみると、本来洋靴科には日本人先生一名と朝鮮人先生二名が教えていたが、その先生らは全員技術不足の理由ということで、最近生徒の間では常々不満がたまっていた。その際、去る一〇日には最後の手段として万が一先生の交替ができない場合、当然授業を受けないといって、結局同盟休業までに至ったという。これに対して学校側では今の時点では先生の青森氏も折りよく東上中で、急に先生たちを全部交替できないといって、まだ何の解決もできてない状況である²²⁾。

産業部の朝鮮人生徒のこのような不満は、教師の技術に対する不満も含め、1929年に最高潮になり、同盟休業、ひいては陳情書の提出にまでいたる。これに関する内容は多数の新聞に報じられている。一例を挙げると『東亜日報』の記事では事件発生の原因は向上会館の「表裏不同な社会事業」とされている²³⁾。

七名黜學(放校)が導火線

去る十五日、市内天然洞にある向上会館産業部の洋服製法教授の伝習生四十三名は、連盟捺印して九カ条の件の陳情書を会館長に提出して、同盟休学を断行し十九日までに当局の回示を待っていたが、機関当局では何の瑕疵がないといって、現在この間退館した七名の伝習生のなかで二名は今西大門署で取調中である。その詳しい内容は、この会館で表裏不同な社会事業に関して、保証人も知らずに犠牲された伝習生のことを生徒が警察署に依頼したのである。その会館主監青森氏の話によると、「この会館の伝習生は他の学校と違って生徒を客のように取り扱えないし、一方工場で職工のような取扱いは会館自体がもともとそうであります。陳情書のなかでは、ある条件は応じますが、ある条件は無理で退館処分をした生徒の中では、煽動した生徒は容赦できないが、その他は考慮できます」と言

22) 「向上会館 盟休」『東亜日報』(1924.10.14)。

23) 「向上会館産業部 洋服伝習生盟休 理由は表裏不同な社会事業」『東亜日報』(1927.1.24)。

い、両方はまだ頑強である。

新聞史料ということで、事件の詳細についてはこれ以上明らかにしえないため、『国内外抗日文書』に収められた関連史料からこの事件の流れを概観することにする。官憲の手になる以下の史料から事件の正確性がどれほど読み取れるか多少疑問も生じるが、事件の大略は把握できると思われる。長い文章になるが引用しておく。

本月十四日始業式当日向上会館主幹青森徳英ヨリ制度改正ノ説明ヲ受ケ其日ハ何等不満ヲ漏スモノナシ夫々帰宅シ十五日ノ両日ハ館内ノ掃除及制度改正ニ従フ館内ノ整理ニ従事シ十七日ニ至リ作業着手前各所ニ改正制度ニ非ヲ唱スル者アリテ遂ニ一同ニテ青森教師ニ質問セントシタルモ青森教師ハ伝習十訓ニ基キ生徒絶対服従ニテ応答ノ要ナシト拒絶シタル為生徒等ハ之ニ憤慨シ三年生李弼会ノ發起ニテ全生徒連名ノ陳情書提出ヲ議決シ其草案者ヲ三年生李弼会沈鍾来趙鶴元張潤萬金東元二年生黃敬鳳申世均金炳寅一年生朴石同ノ九名ヲ選出シ翌十八日パコダ公園裏礼拝堂跡(救世軍第三宮?)集合シテ陳情書ニ捺印スルコトヲ申合セ散会シ前記九名ハ十七日夜天然洞番地不詳前記黃敬鳳方ニ集合シテ陳情書ヲ起草シ翌十八日天然洞十二番地沈鍾来方ニ集合陳情書ヲ浄書シ今日午前十一時パコダ公園裏礼拝堂ニ到リテ一同ノ集合ヲ待チテ陳情書ノ捺印ヲ了シー同向上会館ニ行キ金炳寅代表トナリテ青森徳英ニ提出シ十九日中ニ回答スベキヲ要求セリ然ルニ青森徳英ハ之ニ回答ヲ為サル為二十日午前十一時社稷洞公園ニ一同勢揃ノ上向上会館ニ到リ陳情書ノ回答ヲ求メタルモ依然拒絶セラレタルヲ以テ翌二十一日延禧面陵内里ニ集合協議スルコトヲ申合セ散会セリ越ヘテ二十一日陵内里ニ集合セル者三十五六名ニ達シタルガ生徒中ニハ陳情ノ不成功ナルヲ覚悟シ謝罪ノ上入学ヲ申出タルモノ既ニ十五六名アリシヲ以テ聊カ狼狽シ之等ニ対シ極カ結束ヲ勧誘シタルモ結局纏ラスシテ翌二十二日更ニ陵内里ニ集合ヲ約シテ散会セリ然ルニ右事件ヲ同窓生ノ知ル所トナリ二十一日夜同窓生十二三名天然洞十二番地沈鍾来宅ニ集合シ同窓生金炯順金明吉ノ兩名ヲ代表トシテ青森徳英ト面会生徒等ノ状況ヲ具申シテ諒解ヲ求メ青森ハ陳情書中ノ第四第五項ヲ答ル、事トナリタルヲ以テ金炯順ハ翌二十二日一同ノ集合場所タル陵内里ニ於テ青森ノ意向ヲ伝ヘタルニ一同何等協議スル所ナリ二十三日向上会館ニ集合ヲ申合セテ散会セリ生徒等ノ動静以上ノ如クナルカ向上会館ノ態度比較的強硬ニシテ要ノ不成功ナルヲ悟リ二十三日迄三十名ノ復校申込アリテ他モ近ク謝罪シテ円満解決ヲ見ルモノト認メラル

当署ハ事件発生以来裏面内査ニ止メ不干涉主義ヲ採リ来リシモ復校生徒ノ自由意志ヲ制肘スルガ如キハ穩當ナラサルヲ以テ主謀者ト認ムベキ李弼会沈鍾来金炳寅ノ三名ニ対シ警告

ト置キタリ右報告通報ス²⁴⁾

また、朝鮮人生徒が提出した「陳情書」は以下のようなものであった。

陳情書

- 一、金與權ト元山根ノ両先生ハ制度改正シタル為メ係ガ異リタルヲ元通り希望スルモノナリ
- 二、伝習生ハ向上会館ノ如何事業ナルカヲ諒解セズ慈善事業ヲ標榜シテ營利事業ナリトノ意ナリ
- 三、第四罰則ヲ定メタルヲ人権ヲ無視シ生徒ノ人権ヲ尊重セサル意ナリ
- 四、出勤不規律ニシテ無届等ナルモノアリ之等ヲ防止スベク所謂奨励ノ意味ニテ制度改正ノ一項トシテ制定シタルモノナリ²⁵⁾
- 五、職員任免ノ時ハ生徒ニモ発表サレタシト謂フモノナリ
- 六、生徒等ハ前制度ヲ希望スル意ナリ
- 七、従来生徒入学ノ際ハ修学予納金トシテ十八円ヲ徴収シ之ヲ以テ修学中ノ作業衣裁縫用具ヲ購入シテ与ヘ現金ニテ返納セザリシカ今後ハ修学予納金ヲ徴収セザルコトナリシ為メ早速返納スル旨生徒ニ漏シタナリ然ルニ既ニ徴収シタルモノハ返納セズ
- 八、修学予納金ハ清算シテ本科(三年)卒業ノ時残額ノ返還ヲ要求スルモノナリ尚中途退学者ニモ残額ノ返還を要求スルモノナリ
- 九、裁断ハ専門ニ教師ニテ行ヒ居リテ卒業前ハ之ヲ伝習セス補習科ニノミ教育シ来タルヲ今後ハ本科卒業前ニ伝習ヲ望ムモノナリ²⁶⁾

以上の史料は、文書名「思想問題に関する調査書類(六)」中に含まれているものであり、発送者の京城西大門警察署長から警務局長、京畿道警察部長、京城地方法院検事正、府内各警察署長へ送られたものである。先述したように、文書を作成する過程で、朝鮮人生徒の陳述がどの程度斟酌したかについては疑問も残るが、事件の流れや「陳情書」の項目には、当時の朝鮮人生徒の動向や向上会館側の動きがみてとれると思われる。この事件は、結局、警察が関与することによって「陳情書中第四項第五項ヲ経営者側ニテ容認スルコト、曩表ノ退学処分ニ附シタル沈鍾来外九名ハ謝罪ニ依リ復校ヲ許可スルコト²⁷⁾」により解決さ

24) 「向上会館伝習生ノ盟休ニ関スル件」『国内外抗日運動文書』(1929.1.24)、京西高必第305-3号、pp.220-222

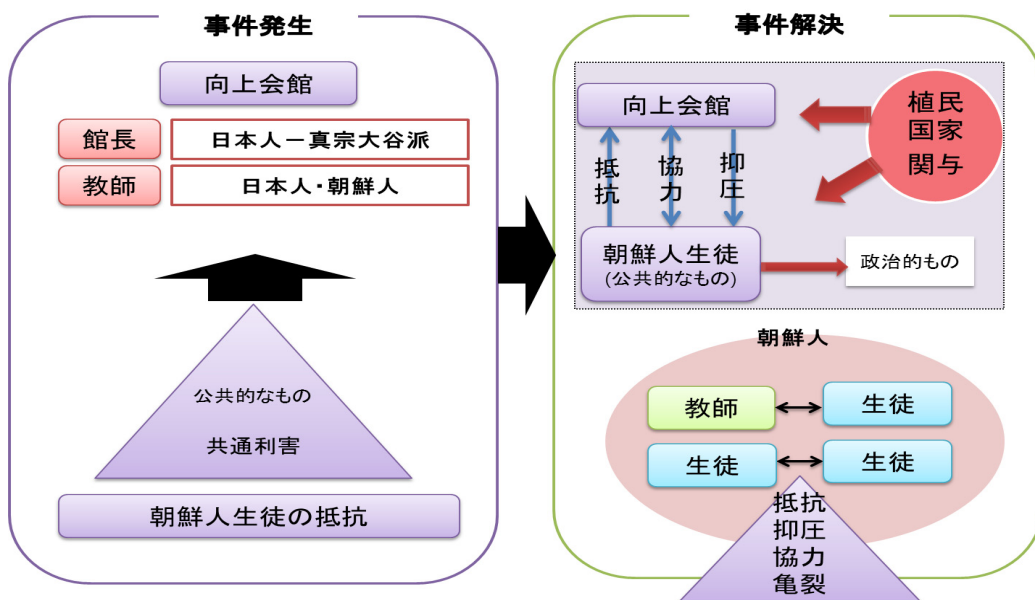
25) これに関しては「遅刻月三度アレバ月収一割五度アレバ二割欠席一度二割ヲ減ラス」となっている。同前、京西高必第305号(1929.1.22)、p.216

26) 同前、pp.217-218

27) 『国内外抗日運動文書』(1929.1.24)同上、京西高必第305-4号、p.223

れた。以下、この事件から向上会館における朝鮮人生徒の動向を次の〈図〉を参考にみてみたい。

〈図〉一向上会館朝鮮人同盟事件の流れ



まず、朝鮮人生徒が向上会館に対して抱いていた不満を陳情書から検討してみよう。史料を整理してみると、制度改革による教師の技術に対する不満、慈善事業にもかかわらず営利を追求している点、罰則による人権無視、出勤不規律の無届に対する制度改革、職員任命の生徒の発表、修学予納金制度改革による予納金返還など、全体的に制度改革に不満をもち、以前の制度への復帰を希望するというのが主たる陳情書の内容である。このような向上会館の運営システムによる朝鮮人生徒の抵抗の露呈は、共通の利害(陳情書の内容)を貫徹しようとする志向から表出された「公共の価値」であったことが吟味できよう。しかし、こうした「公共的なもの」は向上会館を媒介するこそ表れてくるのであり、これはやがて「政治的なもの」として表出され植民権力と遭遇することとなる。「政治的なもの」はいつもヘゲモニーという不平等な関係に絡まれた形で出てくるものであるが、ここでの「政治的なもの」の表出は「向上会館」を媒介にこそ植民権力に近づけるのである²⁸⁾。

28) 本稿でいう「政治的なもの」をさらにいえば、これは朝鮮人生徒たちによって形成されていくものであるが、決定的に向上会館という場所が提供されることによって形成されるものである。シャンタル

さて、このような生徒の具体的な要求に対して、警察が関わることとなるが、西大門警察署のみではなく、警務局長、京畿道警察部長、京城地方法院検事正、府内各警察署長といった中枢機関にまで送られたことが注目される。このことは、植民国家の権力、つまり植民地支配のシステムが日常のすべての事件にまでかかわっていたことを示すものであろう。

より興味深いことはこの事件により形成された朝鮮人同士の重層的な関係である。朝鮮人教師に対する不満というのは、植民国家に対する抵抗とは異なる日常的な抵抗の範疇²⁹⁾にいれることができよう。また教師に対する不満は、朝鮮人、日本人を同格の対象と見なす不満であり、その場合、日本人であれ、朝鮮人であれ、朝鮮人生徒にとっては「公共的なもの」を追求するための抵抗の対象に他ならない。朝鮮人生徒同士の間に「葛藤」や「亀裂」が存在し、その結果、ほとんどの生徒が向上会館との「協力」「妥協」といった形をとるに至る。結局、この事件は、第4項の「出勤不規律ニシテ無届等ナルモノアリ之等ヲ防止スベク所謂奨励ノ意味ニテ制度改正ノ一項トシテ制定シタルモノナリ」や第五項の「職員任免ノ時ハ生徒ニモ発表サレタシト謂フモノナリ」を向上会館側が受け入れることで、警察側では「円満解決」したとまとめている。しかし、これは、朝鮮人生徒にとっては形式的な「円満解決」であり、あくまでも植民地空間における「円満解決」であったことは看過してはならないだろう。ここで注目できることは、結局、この事件は「向上会館」での朝鮮人生徒の利害を求めるため「公共なもの」を創出する原動力になったものの、「植民国家権力」と出会うことで「公共的なもの」は植民国家に「抵抗」をしながらも「妥協」や「協力」をする形をとる点である。すなわち朝鮮人生徒は植民国家によって作られた真宗大谷派の支配システム(向上会館)を逆に自分たちの意思を貫徹するものに転換させ、そこから生産された「公共的な領域」を通しては植民国家の支配システムを乗り越えようとしたのである。しかしその過程で出会った植民国家権力によって「同化」「妥協」といった「転向」する形態もとるのである。

がいう政治的のものと同じ文脈でいえるが、ヘゲモニーの関係から出てくる「政治的なもの」を、本稿でいえば、「向上会館」という空間から公共的な価値がつくられ、またこれによって「政治的なもの」へ表出、最終的に植民権力と遭遇するという形をとるのである。すなわちヘゲモニーによる不平等な関係の中から出てくる「政治的なもの」というのは、「向上会館」という空間を媒介してこそ「日常的な抵抗」という側面も含む「政治的なもの」として表出されるのである。

- 29) 「労働運動や農民運動等の階級運動、青年運動や学生運動、さらに女性運動等は社会の近代化過程においてのみでその集団としてのアイデンティティの基盤が与えられる。つまりすべての部分運動は近代化の産物であり植民地支配期の産物であるが、こうした運動発生の近代的側面を民族主義のみに帰属させると、固有の運動性はまったく解明できないのである」尹海東(2003)『植民地期の灰色地帯』歴史評論社、p.29

5. 結びにかえて—日本仏教と「植民地公共性」

本稿では真宗大谷派の「向上会館」の朝鮮人生徒の動向を「植民地公共性」を媒介として考察してみた。「向上会館」を事例として確認できた「植民地公共性」について簡単にまとめると次のとおりである。植民国家のヘゲモニーの構築のため意図的に作られた真宗大谷派の「向上会館」は朝鮮人を対象とする多岐にわたる事業を実施する。このシステムの中に受容された朝鮮人生徒たちは植民国家システムの中から問題点を自覚し始め、これを表出するための「公共の価値」を追求していく。朝鮮人のこうした価値はいわゆる「公共的なもの」として登場し、これによる「政治的なもの」があらわれ、植民国家権力と出会うこととなる。こうした過程の中からは実在する形ではない重層的で流動的なものと登場される公共性が「植民地公共性」であって、これは植民地権力に対して抵抗したり協力したりするなど多様な様相をみせる。

一方、本稿では「植民地公共性」を主に朝鮮人の動向を中心に解明したが、朝鮮人の「公共なもの」を創出する媒介となった日本仏教、つまり真宗大谷派の社会事業のあり方についてはあまり論じなかった。以下は、試論にすぎないが、このような視点から 日本仏教と「植民地公共性」について論じてみる。

真宗大谷派の「向上会館」は、キリスト教の社会事業をまね、朝鮮人布教の不振を社会事業を通して改善しようとした。そのため「植民権力」を背負い、「植民地空間」を利用しスタートしたのである。植民国家権力と絡み合うこの「向上会館」の役割は、3.1運動以後朝鮮人を(植民地国家から考える)安定装置にいれ、精神的に同化させることであった。しかしながら、それを実施する側から考えた場合、おそらく多様な立場亀裂や葛藤を惹起し起いたのであろう。つまり、日本仏教という宗教的なもの(信念)実践に対する葛藤、に対する協力、植民地の支配者としての立場、さらに日常を生きるための(植民地民と同じく)手段としての仕事、などであろう。

さて、近代における「仏教」「宗教」の用語が持つ含意というのは、政治的なものに深く孕まれているが³⁰⁾、用語や概念さえ成立できなかったその当時、真宗大谷派が「向上会館」を通してもとめたのはいかなるものであったのか。設立動機においては「慈善」の言葉を繰り返しながら「真宗」の教義という宗教的な価値を強調しているが、それを強調すればするほ

30) これに関しては、磯前順一(2003)『近代日本の宗教言説とその系譜—宗教・国家・神道』岩波書店が参考になる。

ど、むしろ浮上してくるのは、植民国家の権力とのかかわりであった。なぜなら、日本国内において日本仏教という存在は国民国家の諸価値の障害になるものであると同時に、逆にそれを促進するものでもあるからである。このことは、植民地国家のヘゲモニーの中からはより明確にでてくるのである。さらに、植民国家(国民国家)的な諸価値が認識された後は、矛盾した曖昧なものになってしまう³¹⁾。真宗の信念に基づいた実践であれ、それは、植民国家権力と混交されたものであったのである。したがって、「向上会館」においては、常に支配者による「抑圧」というのが出現し、そこには当然、被支配者の「抵抗」が存在するのである。

ところが、日本仏教のこういった立場から実施された「向上会館」は、ある事件のきっかけで被支配者の「公共的な領域」と遭遇する。もちろんこのことは、「向上会館」を通してつくられた空間であるが、逆にこのように他者(植民地民)によりつくられた「公共の領域」の空間に日本仏教(支配者)が置かれたことを意味する。こうして、植民権力を背負った日本仏教は、被支配者の「公共的なもの」とぶつかる。事件の解決のため、「葛藤」「亀裂」「抑圧」「協力」といったのが繰り返され、結局、被支配者の「公共的なもの」に「抵抗」「抑圧」する一方、「妥協」「折衷」したりもする。支配者同士は、日本仏教という信念に対する葛藤、植民権力に対する抵抗のようなやや被支配者とは類似な状況におかれる。

このことは、まさしく、朝鮮人の「公共的なもの」が表出される過程と類似性を有していると指摘できよう。つまり、植民国家の権力によってシステム化された「植民地空間」に、被支配者がいることで、被支配者はその空間で再生産された「公共的なもの」を用いてそこを越境しようとした。その過程が、まさに、中層的であり、流動的なものであって、重層的な状況におかれた日本仏教の状況と同様とはいえないが、類似性を持っているといえよう。

冒頭に述べたように「植民地公共性」をめぐる言説の捉え方は、主に朝鮮人側の立場にとって論じられたきた。植民地民によって表出された「植民地公共性」は、他者、いわゆる支配者(植民権力)を媒介にしなくては決して見えてこない。このように「植民地公共性」を探る作業は、その状況に置かれた支配者側の立場、いわゆる「植民地公共性」の形成に決定的な役割を果たした支配者の状況も同時に視野にいれ検討すべきであろう。そして、こう

31) アサドは、リベラル・デモクラシーの世俗的な拘束と超越なものに対する私的な信仰の条件との諸関係について問うのは簡単なことではないといい、その理由として次のように語っている。「近代の宗教は、リベラルな諸価値の障害になるものであると同時に、それを促進するものでもあるからであり、また、リベラルな諸価値が時に認識される以上に矛盾した曖昧なものであるからでもある」このような状況は、まさしく植民地朝鮮に入った日本仏教においても当てはまると考えられる。タラル・アサド(2011)「世俗主義を超えて」磯前順一、山本達也『宗教概念の彼方へ』法蔵館、p.374

いった状況に置かれた支配者が再び日本国内に戻ってどんな影響を及ぼすのであろうか。そのことについても検討すべきであろう。このように両者を視野に入れることによって、「植民地公共性」というものがみえてくるのであろう。

【参考文献】

- 尹海東・黄秉周編(2010)『植民地公共性－実態とメタファーの距離』책과 함께, pp.17-49
- 李ジュンシク(2008)「脱民族論と歴史の過剰:植民地公共性は果たして実在したのだろうか」『내일을 여는 역사』第31号, p.211
- 金ヒョンジュ(2010)「植民地における「社会」と「社会的」公共性の軌跡——一九一〇年代『毎日新報』における李光洙の社会談論の意味」『韓国文学研究』第38輯, p.255
- Chantal Mouffeの(2007)『政治的なものへ帰還』、李ボギョン、フマニタス, pp.10-21(*The Return of the Political*, 1993, verso).
- 『朝鮮』(1921) 社会教化事業号、77号、p.260
- 真宗大谷派本山寺務所文書課編(1929)『真宗』、9月号。
- 『中外日報』(1920.9.19)
- 大谷大学図書館所蔵「向上会館社会事業団規則並趣意書」『旧東本願寺教学課資料』
- 「朝鮮に於ける大谷派の社会事業と打合せ 総督府や道、府庁から出席」『中外日報』(1921.3.3) 編者不明「向上会館設立趣意書」(1921)
- 鄭泰駿、安兼坤(2005)「日帝強占期 植民地朝鮮教育実態調査研究(二)－聞取調査를 中心으로」『日語教育』31号、p.185
- 大谷派本願寺朝鮮開教監督部編(1927)『朝鮮開教五十年誌』p.188
- 朝鮮総督府(1928)『朝鮮総督府統計年報』 pp.235-236
- 青森徳英(1924.6.20)「京城向上会館の事業及び将来(上)」『中外日報』。
- 朝鮮総督府内務局社会課(1924)『会社及工場に於ける労働者の調査』 p.82
- 「向上会館 盟休」『東亜日報』(1924.10.14)。
- 「向上会館産業部 洋服伝習生盟休 理由は表裏不同な社会事業」『東亜日報』(1927.1.24)。
- 「向上会館伝習生ノ盟休ニ関スル件」『国内外抗日運動文書』(1929.1.24)、京西高必第305—3号、pp.220-222
- 尹海東(2003)『植民地期の 灰色地帯』歴史評論社、p.29
- 磯前順一(2003)『近代日本の宗教言説とその系譜－宗教・国家・神道』岩波書店
- タラル・アサド(2011)「世俗主義を超えて」磯前順一、山本達也『宗教概念の彼方へ』法蔵館、p.374
- [付記]本論文は、拙著(2008)「東アジア植民地における日本宗教の『近代』」立命館大学博士学位論文から抜粋し、最新の研究動向いれ修正・加筆したものである。

논문투고일	: 2012년 03월 10일
심사개시일	: 2012년 03월 20일
1차 수정일	: 2012년 04월 10일
2차 수정일	: 2012년 04월 16일
게재확정일	: 2012년 04월 20일

 <要旨>

植民地朝鮮における日本仏教の社会事業

—「植民地公共性」を手がかりとして—

本論文では、近年、朝鮮植民地研究において争点となっている「植民地公共性」をめぐる議論を踏まえ、植民地朝鮮における日本仏教の社会事業に注目したものである。特に、真宗大谷派によって実施された社会事業施設の「向上会館」を事例として取り上げ、朝鮮人の動向を確認し、そこから見出される「植民地公共性」との手がかりを探ってみた。従来の植民地朝鮮における日本仏教に関する研究は、いうまでもなく「帝国日本」「植民国家」への「協力」、朝鮮人の「同化」政策に重点を置いて論じられてきたといえよう。では、本論文で考察した「向上会館」の朝鮮人の動向からみた「植民地公共性」をまとめると以下のとおりである。植民国家のヘゲモニーの構築のため意図的に作られた真宗大谷派の「向上会館」は朝鮮人を対象とする多岐にわたる事業を実施する。このシステムの中に受容された朝鮮人生徒たちは植民国家システムの中から問題点を自覚し始め、これを表出するための「公共の価値」を追求していく。朝鮮人のこうした価値はいわゆる「公共的なもの」として登場し、これによる「政治的なもの」があらわれ、植民国家権力と出会うこととなる。こうした過程の中からは実在する形ではない重層的で流動的なものと登場される公共性が「植民地公共性」であって、これは植民地権力に対して抵抗したり協力したりするなど多様な様相をみせてくれる。しかしこのことは被支配者の立場からみた「植民地公共性」であり、この場合、他者、いわゆる支配者(植民地権力)を媒介にしなくては決して見えてこない。今回の論文では朝鮮人側の立場からみた「植民地公共性」について検証してきたが、今後の課題としては支配者側(日本仏教)からの状況を念頭におき、両方の観点からみた「植民地公共性」について考察してみる。つまり、支配者 / 被支配者側からの状況を同時にいれることで「植民地公共性」に関する理解が明らかになってくるだろう。

Social services of Japanese Buddhism sect in colonial Korea

—‘Colonial publicness’ as a clue—

This essay is based on recent issue in area of colonial Korea studies – ‘colonial publicness’. It focuses on social service of Japanese Buddhist sect in colonial Korea. Especially investigating ‘colonial publicness’ discovered and confirmed in Korean movements by providing as a case study KōzyōKaikan- social project put into practice by Shinshū Ōtaniha. In this essay, ‘colonial publicness’ considered through movements of Koreans in KōzyōKaikan is summarized as follows.

KōzyōKaikan, created by Shinshū Ōtaniha by purpose as part of colonial hegemony structure, was carrying out various services for Koreans. Korean students have started being aware of colonial system issues, to express which we need to seek for ‘value of community’. For Koreans this value appears as ‘public property’, which cause existence of idea of ‘government property’. It is coming across to colonial nation political power. Appearing from this process ‘colonial publicness’ is not stratified or unsettled, it shows differed aspects of resistance and cooperation with colonial authorities. However, it is ‘colonial publicness’ seen from colonized nation point of view. In this case, the others (colonial authorities) must become intermediary. In this paper, I present study under ‘colonial publicness’ from Korean point of view.

In future, I want to investigate this issue from colonized side (Korea) and colonial ruling side (Japanese Buddhism) point of view. Comparing circumstances of both sides can give better understanding of ‘colonial publicness’.